

# 松原市ブロック塀等撤去・新設補助金の概要

## ◆注意事項◆

- ・ 交付決定前に工事に着手した場合は、補助できません。
- ・ 補助金の交付には下記以外にも要件がありますので、必ず事前にご相談ください。
- ・ 申請の受付期限は12月末、完了報告書の提出期限は申請年度の3月15日です。
- ・ 予算の範囲内においての交付となりますので、予算満額に達した場合、申請を受付できません。
- ・ 工事完了後、市職員が現場を見て、次のことが確認された場合は補助できません。  
「道路側の地盤面から測って一部でも60cmを超えている」「道路に面したブロック塀等が一部残っている」「ブロック塀等から鉄筋が出ている」「市職員が現場を確認できなかった」等

## 撤去工事 補助対象

補助対象となる撤去工事は、次のいずれにも該当するもの（同一敷地1回限り）

- ①ブロック塀等点検表（別紙）において、不適合が1以上あること
- ②一般交通の用に供する道路、公園に面しているブロック塀等であること
- ③フェンス等を除いたブロック塀等の高さが60cmを超えており、それを60cm以下に除却する工事であること
- ④ブロック塀等の高さが、道路等境界までの水平距離より高いこと
- ⑤建設業法の許可又は建設リサイクル法の登録を受けた工事業者による工事であること

【補助金額】 ④、⑤のいずれか低い額

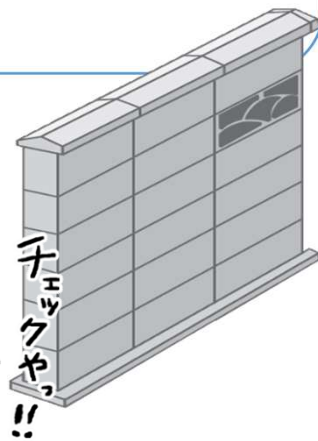
④見附面積×8,000円/㎡、

⑤実際の工事費×8割

※認定通学路、公園等に面する場合は、

④見附面積×10,000円/㎡、⑤実際の工事費

※フェンス及び門扉等は補助対象外



## 新設工事 補助対象

補助対象となる新設工事は、次のいずれにも該当するもの（同一敷地1回限り）

- ①上記の補助金を利用して既存のブロック塀等を全部撤去したもの
- ②建築基準法等の法令に違反しないこと  
（CBを1段でも設置する場合、基礎が必要）
- ③塀の高さが60cmを超える場合、  
軽量フェンス等を設置すること（最大高さ2.2m）

【補助金額】 ④、⑤のいずれか低い額

④見附面積×10,000円/㎡、

⑤実際の工事費×5割

## 【問合せ先】

松原市役所 都市整備部 まちづくり推進課（市役所6階）

TEL：072-334-1550

FAX：072-337-3001